



# 衆議院憲法調査会ニュース

H15.2.14 Vol.43

第 156 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 2月13日に開会された小委員会

統治機構のあり方に関する調査小委員会  
 基本的人権の保障に関する調査小委員会

### 統治機構のあり方に関する調査小委員会 (第1回)

〔テーマ〕

地方自治(道州制・都道府県合併について)

参考人：増田 寛也君 (岩手県知事)

質疑者

谷川 和穂君(自民)	中川 正春君(民主)
斉藤 鉄夫君(公明)	武山百合子君(自由)
山口 富男君(共産)	金子 哲夫君(社民)
井上 喜一君(保守新党)	佐藤 勉君(自民)
古川 元久君(民主)	福井 照君(自民)

質疑終了後、自由討議

#### 増田寛也参考人の意見陳述の要点

1. 北東北三県の広域連携
  - ・県は、従来、中央ばかり見て隣県と協力することがなかったが、平成9年の北東北三県(青森県・秋田県・岩手県)の知事サミット以降、三県が一体となって取り組むべき課題が多いと認識し、観光、環境、産業廃棄物等の分野において連携を深めてきており、具体的には、アンテナ・ショップの共同開設等の事業を行っている。
  - ・当初、実績を積み上げる形でスケール・メリットの追求から連携がスタートしたが、現在は、一部の分野において機能を分担するに至っている。今後は、三県のグランド・デザインの策定、地方債の共同発行、社会資本の機能分担等を行い、さらには、三県を含めた東北六県にこのような連携を拡大していきたい。
2. 地方自治制度改革への基本的な考え方
  - ・地方自治の基本的な考え方においては、「自己決定」「自己責任」を貫徹することが重要であり、そのためには、市町村ができることはなるべく

市町村が行い、市町村ができないことは都道府県が、都道府県ができないことは国が行うという「補完性の原理」を念頭に置く必要がある。その上で、(a)自前の財源を確保した上での経済的自立、(b)住民の視点に立った市町村、県、国の役割分担の抜本的見直し、(c)人材の確保等を図る必要がある。

- ・その場合における都道府県の役割は、小規模自治体の支援、市町村と中央の連絡調整、広域的課題への対応となる。
- ・近年、都道府県の合併について、肯定的にとらえる知事も増えている。

#### 3. 広域自治体に求められるもの

- ・地方の規模は、少子化・高齢化(人口減少)国際化(企業の海外進出)日常生活圏の拡大等の変化に対応するのにふさわしいものとなるべきである。
- ・そのためには、(a)経済的自立、(b)県間の機能分担、(c)ブロック単位での財政の水平的調整、(d)地方への仕事の移譲、(e)県単位での「フルセット」(すべての社会資本等を整備すること)からの脱却が必要である。

#### 4. 広域自治体の制度(道州制、都道府県合併(合体))

- ・広域自治体の制度構築は、国、県、市町村の仕事を見直す国家的課題である。
- ・今後の地方制度の構築は、一国多制度の発想で柔軟に考えるとともに、住民との協働による制度設計を行っていくことが求められる。

#### 5. おわりに

- ・道州制、都道府県合併については、現場の声を反映した多様な選択肢が示され、これを地方が選べるようにすべきである。92条の「地方自治の本旨」の範囲内でも、とり得る手段は多いと考える。

#### 増田寛也参考人に対する質疑の概要

谷川 和穂君(自民)

- ・北東北三県の広域連携を進めていく中で、三県の知事サミットを行っているそうであるが、ここでは、これからの道州制、都道府県合併につ

いて、憲法第8章の地方自治に関する条項だけでは対応できないという認識であったのか、あるいは、地方自治法をはじめとした現行の法律の下で問題なく進めることができるという認識であったのか。

#### 中川正春君(民主)

- ・道州制を導入した際の道州と基礎的自治体の関係については、二つのイメージがあると考えます。すなわち、(a)道州は、国と基礎的自治体との間にある自治体として、調整的な役割を果たすというものと、(b)道州は、調整的役割に加え、国の権能が移譲される際の受け皿として機能するというものであるが、参考人が道州制に対して持つイメージは、このどちらであるのか。
- ・現在、すべての自治体の首長の選出は直接選挙によることとされているが、今後、基礎的自治体の多様化が見込まれる中、自治体の統治機構の在り方についても、全国画一的に定めるのではなく、シティ・マネージャー制(市支配人制)の導入など、多様性を認めていくべきと考えますが、いかがが。

#### 斉藤鉄夫君(公明)

- ・参考人は、県単位で「フルセット」を整備することは経済的な効率性には合致しないと述べたが、「フルセット」を整備すべき合理的な最小単位が「道州」であるという考えか。
- ・現在の国を主体とした全国一律の教育を改め、基礎的自治体等が教育を担うべきという考え方があるが、参考人は、道州制の議論の際に、教育をどう位置付けているか。
- ・私は、比例区の中国ブロックの選出議員として、県をまたぐ地域の課題に対応する必要を認識させられるが、参考人は、比例ブロックと道州制との関係について、どう考えるか。

#### 武山百合子君(自由)

- ・明治以来の中央集権国家的な地方制度が、批判がありながらも今日まで続いている理由について、参考人に伺いたい。
- ・教育に関しては、県が教員を採用する仕組みを改め、市町村など地域が教員を採用することで、子どもに地域の伝統文化等を教えることができると考えるが、いかがか。
- ・参考人は、県の事務のうち半分は市町村に移せると述べたが、そのような事務をいくつか挙げていただきたい。
- ・参考人は、自治体の「経済的自立」ということを述べたが、その中身について具体的に説明していただきたい。

#### 山口富男君(共産)

- ・知事就任前の建設省勤務時と知事就任後とで、参考人の地方自治の在り方についての考え方に変化はあったか。
- ・参考人は、広域連携の事例として高度医療の機能分担を挙げたが、救急指定病院から次々と診察を断られ生後8ヶ月の男児が死亡した一関の事件でも問題となった小児救急医療体制について、県の責任や国との連携は今後どうあるべきと考えるか。
- ・岩手県の自主財源の割合は低い状態にあると認識している。参考人は、大幅な財源移譲や課税自主権の確立が必要であると指摘するが、財源確保への道筋をどのようにつけるべきと考えるか。
- ・市町村合併に当たっては市町村の自己決定を尊重すべきと考えるが、この観点から批判の多い「西尾私案」について、参考人は、どのように評価するか。

#### 金子哲夫君(社民)

- ・現在進められている市町村合併は、財政問題を強調しつつ中央主導で進められていると考える。合併は、それまでの日常的な広域連携が前提にあって初めて成り立つものであると考えるが、いかがか。
- ・多くの市町村では、合併により広域化が図られても人口増加は見込まれないことや、少子・高齢化、過疎化等が進展していくことを考慮すると、市町村レベルでの自主財源の確保は難しいのではないか。
- ・近年、重要な案件について住民投票やそのための条例制定に向けた動きが見られるが、参考人はどのように考えるか。

#### 井上喜一君(保守新党)

- ・府県制が導入された明治23年と今日とでは社会経済情勢が大幅に異なることや、権力を担う機関は少ない方が適当であることを考慮すると、新たな統治システムをつくる時期にきていると考える。新しい統治システムを構想するに当たっては、都道府県を廃止し、基礎的自治体をその中心と位置付けるべきと考えるが、いかがか。
- ・参考人が言う「広域化」が実現した場合、県に残すのが適当であるとする事務について、列挙していただきたい。
- ・憲法の地方自治に係る規定(第8章)は十分であると考えるか。改正するならどのように変えるべきであると考えるか。

#### 佐藤勉君(自民)

- ・今後、北東北三県の連携を推進するに当たって、

北東北三県の合併を視野に入れているのか、それとも、従来の延長線上での協力関係を深化させることにより連携を強化していくべきと考えているのか。

- ・広域連携を推進してきたこれまでの経験において、現行制度が不十分であると感じる点はあるか。
- ・北東北三県の連携を推進する過程において、市町村合併をどのように進めていくべきと考えるか。

#### 古川元久君(民主)

- ・行財政改革に成功した諸外国の事例にかんがみれば、日本が国全体として行財政改革を行うことは、適正規模をはるかに超え、困難であると考えている。広域化の推進や道州制の導入を通じて行財政に係る規模が適正化されることにより、地方だけでなく中央の機能が効率化され、日本全体としての活性化が図られることになると考えるが、いかがか。
- ・統治のマネジメントを考える上で、財政問題、特に、予算編成に関する問題が重要であると認識している。現行の単年度主義を改め多年度編成も可能とする枠組み等の導入を図るべきと考えるが、いかがか。

#### 福井照君(自民)

- ・地方自治についての議論を行うに当たっては、「個の確立」が不可欠の前提であると考えているが、岩手県においては、どのような方向において「個の確立」が図られているか。
- ・参考人から、岩手県においては、県職員の市町村への出向等により人材活用が図られていると述べられた。資源としての人材の確保が重要であることは認識しているが、私個人の経験に照らせば、そのように職員を転出させるようなことは、個人の人生設計に変更を加えることになると考える。岩手県においては、人材の確保と個人の人生設計との関係について、どのような施策が講じられているか。
- ・広域化が推進され、又は道州制が導入された場合において、国の機関である地方支分部局の役割について、どのように考えるか。

#### 自由討議における委員の発言の概要(発言順)

##### 伊藤公介君(自民)

- ・現在、国については、その「肥大化」が指摘され、道路公団の見直し、国家公務員の削減等さまざまな改革が行われているが、地方も「肥大化」しているのではないかと。これから高齢化等により財政はますます厳しくなるので、国や地方においても、従来やってきたことについて削

減できるものは削減し、その上で新しいことをやるという考え方に変えなければならない。

##### 金子哲夫君(社民)

- ・伊藤委員の指摘する「肥大化」については、メスを入れる必要があるが、「地方自治の本旨」の下、自治体の自主性をどのように確保するか、そのためにどのような権限移譲や財源移譲をなすべきなのかを考えることが先なのではないか。

##### 谷川和穂君(自民)

- ・地方財政の危機という現象は、日本独自の現象である。その原因は、経済成長の「右肩上がり」が続いていた時代に地方を中央の出先機関として位置付け、中央政府を中心としてさまざまなことを進めてきたやり方が、もはや時代にそぐわなくなっていることにあるのではないかと。改めて国の在り方、統治システムの在り方について、検討することが必要となっている。

##### 古川元久君(民主)

- ・これまで「官」が担ってきた「パブリック」な部分について、今後とも「官」が担い続ける必要があるのかを考える必要がある。「官」が小さくなることはよいが、「パブリック」を小さくしてはいけない。今後、地域の特色を活かした多様性のある社会を求めていく中で、統治機構の在り方を考えるに当たり、「パブリック」を担っていく主体としてNPO、NGO等をその中に位置付けていくべきではないか。

##### 山口富男君(共産)

- ・参考人からお話を伺い、地域の現場をよく見ることの重要性を改めて感じた。また、憲法第8章においては、地方自治について基本的なことのみが定められ、細目は法律で規定することとされていることから、地方の実態に依拠しているなどができることの参考人の指摘については、同感である。
- ・地方分権一括法が成立した後、地方自治をめぐる様相が大きく変化した。 (a)国と地方の役割分担はどのようにあるべきか、 (b)仕事に見合った財源をどのように保障するか、 (c)住民参加の道をどのように作っていくかといった観点を踏まえ、21世紀の日本の地方自治の在り方を考えていきたい。

##### 斉藤鉄夫君(公明)

- ・参考人のお話を伺って、国と基礎的自治体を結ぶものがよいか、また、必要とすればどのような形態のものがよいかということを考える必要があると感じた。私としては、中間団体としての都道府県は制度疲労をおこしており、これに

代わるべきものとして道州を考える必要があると思う。その際、道州の位置付け、権限等は憲法に規定すべき問題であると考え。

**中山 太郎 会長**

- ・現代は、北東北三県といった地域の連携の中においても、中国をも取り込んだ国際的な視野で経済というものを考えていかなければならない時代であると考え。このような観点からすると、日本は、県や国の範囲を超えて資本や技術が移転するボーダレス化の時代への対応が遅れているのではないか。アジア地域、さらには世界の中での国、県の在り方という視点から、10年後に備えて、日本の在り方を議論していきたい。

**古川 元久 君(民主)**

- ・中山会長の発言のとおり、これからの中央政府や国会では、国益追求という観点から、大所高所に立った議論をしていくべきである。そのためにも、「地方主権」という考え方に立ち、中央が担う役割を減らし、「中央のスリム化」を図るべきである。
- ・首都機能移転の議論と道州制など地方の統治主体をどうするかという議論は、セットで行っていくべきである。
- ・統治の問題を考えるに当たっては、それぞれの地域における問題についてスピーディーな解決を図っていくという観点から、行政や立法のみではなく、司法における分権をどうするかという問題も検討する必要がある。

**基本的人権の保障に関する調査小委員会  
(第1回)  
【テーマ】  
教育を受ける権利(教育基本法改正を含む)**

参考人：鳥居 泰彦君  
(慶應義塾学事顧問、  
日本私立学校共済・振興事業団理事長)  
岡村 遼司君  
(早稲田大学教授)

質疑者  
倉田 雅年君(自民) 水島 広子君(民主)  
太田 昭宏君(公明) 武山百合子君(自由)  
春名 真章君(共産) 山内 恵子君(社民)  
井上 喜一君(保守新党) 野田 聖子君(自民)  
今野 東君(民主) 長勢 甚遠君(自民)

質疑終了後、自由討議

**鳥居泰彦参考人の意見陳述の要点**

1. 教育を受ける権利について
  - ・ Education を森有礼は「教育」と訳したが、福澤諭吉は「能力を開発する」というニュアンスを含むべきという認識を持っていた。この「能力を開発する」という側面は、これからの日本の教育を考える上で重要だと思う。
  - ・ 教育の内容には、以下の四つがある。これらの「教育」を誰がやるのかといえば、それは家庭、学校、地域社会(コミュニティ)などである。
    - (1) 「人間形成」 人間形成の内容である「美しい文字美しい言葉」「習慣、社会規範、信仰、感謝」「体力、身体能力、運動神経」「精神力、忍耐力、被統率・統率、作戦力」などは、教育においてはじめて実現されるものである。
    - (2) 「基礎知識、専門知識」 知識(概念軸 時間軸 空間軸)も、自分がどう考え、どこに位置し、どう生きるかの考察に当たって重要である。)も教育において実現されるものである。
    - (3) 「学習・学習の方法・学習の支援」 これらも、教育の内容として重要なものである。憲法上明記されていないが、法解釈として26条に含まれているとされている。
    - (4) 「成長の支援、人生設計の支援」 教育の内容として重要なものであるが、日本の法律ではそのことが明記されていない。
2. 旧憲法下における教育を受ける権利について
  - ・ 旧憲法においては第2章の「臣民権利義務」には教育を受ける権利は規定されていなかったが、教育が軽視されていたわけではなく、国民の三大義務のひとつとして位置付けられていた。しかし、それは議会が関与する立法権の行使としてではなく、天皇の行政権の行使として小学校令その他の勅令を発する形式で行われた。
3. 新憲法下の教育権について
  - ・ 新憲法において、教育権ははじめて憲法に(そして教育基本法に)位置付けられた。教育権が、人間が人間として生きるために必要不可欠な社会権としての権利であることは学説上ほぼ争いのないところである。
  - ・ これに対して、教育権成立理由に関しては学説上対立がある。それは、(1)生存権説や経済的権利説と呼ばれる古典的な通説、(2)教育内容要求権説(主権者教育権説)、(3)学習権説、の対立である。
4. 「能力に応じて」について

・26条の「能力に応じて」をめぐっても憲法上・教育学上の学説がそれぞれあるが、「本人の適性」をどう法律上扱うかがこれからの重要な問題だと思う。

#### 5. 諸外国における教育権と学習権について

・イギリスのサッチャー改革における1980年教育法、フランスの1989年のジョスパン法、1997年の韓国教育基本法、いずれも、「教育を受ける権利を有し、生涯にわたり学習する権利を有する」と明記しているが、これは重要な点である。

### 岡村遼司参考人の意見陳述の要点

はじめに

・大学で30数年間にわたって学生に講義してきた経験から、どのような教育を受けてきたかが個人に与える影響が大きいことを実感している。  
 ・教育基本法に問題があることは確かであるが、拙速に改正するよりも、同法のどのような理念が達成され、どのような理念が達成されなかったのかを明確にすることの方が重要である。  
 ・人権の根拠を「自然法」に求める考えや、人権の基礎付けとして「道徳性」を求める考えは妥当でない。権利は、それにふさわしい価値を獲得することによって初めて生まれるものであり、義務を伴ったものであり、かつ、万人に認められ得るものであるという考えが妥当である。

#### 1. 拡大・深化する人権の輪

・人権は、自由権から社会権へ、そして「新しい人権」へとというように、「人権の層」が蓄積されるような状態で広がりを見せてきた。  
 ・「国家」の人権から「社会」の人権へとという枠組みで人権を考えるべきである。

#### 2. 基本的人権の地位 「教育を受ける権利」を一例として

(1) 憲法26条「教育を受ける権利」の課題は何であったか

・教育基本法は、憲法26条を根拠として、憲法の要請に基づく形で自前で制定された。  
 ・「教育を受ける機会の均等」と「結果の不平等」の問題は、今なお実践面の課題として残されている。

(2) 基本的人権としての「ひとしく教育を受ける権利」の二つの課題

・憲法26条の、「教育を『受ける』権利」という受動的な規定の仕方は、権利行使に消極的影響を与える疑いがある。「教育を『営む』権利」という趣旨でとらえ直したい。

・「平等の教育」を与えるという趣旨からは、「ひとしく教育を受ける権利」よりも「ひとしい教育を受ける権利」という文言の方が望ましいという考えもある。

#### 3. 基本的人権の意味 なぜ人権を擁護するのか

・全員の目的や利害が完全には一致しない以上、あらゆる個人が平等に尊重されるには、権利侵害や法の施行の不公正等から公的に保護される必要がある。また、人権の尊重とは、個人の生活を人間としてふさわしいものにするあらゆる活動を尊重することである。  
 ・個人が等しく尊重されることがあるなら、それは人権という価値を獲得することによってであらう。

おわりに

・個人的には、教育基本法の改正に絶対反対という姿勢はとらない。  
 ・憲法を前提として教育基本法が制定されている以上、教育基本法のみでの改正は、その性格をいびつなものとしてしまう。  
 ・教育基本法の前文は、その結論であり、本質である。

### 鳥居泰彦参考人及び岡村遼司参考人に対する質疑の概要

#### 倉田雅年君(自民)

<両参考人に対して>

・教育勅語は教育基本法制定後1年あまり放置されていたが、私は、教育基本法は教育勅語に足りない理念を補うものではなく、教育基本法の制定によって教育勅語は廃止が予定されていたと認識しているが、いかがか。

<岡村参考人に対して>

・教育基本法の起草者であった田中耕太郎は、1961年に出版された『教育基本法の理論』の中で、教育基本法が掲げた価値や徳目以外になお漏れているものがあるのではないかと述べているが、これについて、どのような認識をされているのか。

#### 水島広子君(民主)

<両参考人に対して>

・不登校児童・生徒の問題について、こうした児童・生徒の教育を受ける権利をどのように捉えているか。  
 ・私は、日本人のモラルの低下は、他者の権利の軽視に原因があると思う。他者の権利を尊重す

る教育も行われてこなかった。モラルの高い人間を育てるためには、他者の権利を尊重する教育（人間の多様性を理解できる教育や現場感覚のある人権教育）が必要と思うが、どのように考えるか。

#### 太田 昭宏君（公明）

< 岡村参考人に対して >

- ・26条については、その権利性を積極的に打ち出すような表現があってもよいと思うが、いかがか。
- ・「教育基本法は不必要であり、教育の方針については、内閣が施政方針等の中で明示する等であり」という意見もあるが、これに対する見解を伺いたい。
- ・私は、教育基本法は準憲法的なものであり、その改正は慎重に検討すべきであると考えている。その検討の際には、子どもたちの自己実現を社会がサポートするというような視点が必要ではないか。

#### 武山 百合子君（自由）

< 岡村参考人に対して >

- ・(a)1956年当時、鳩山一郎首相が憲法改正を待たずに教育基本法を改正しようとした時代背景について、また、(b)1961年に、田中耕太郎が著作の中で、教育への国家の介入を許すべきでないとしていることの真意について、伺いたい。

< 鳥居参考人に対して >

- ・参考人が教育の内容として挙げた4項目は、そのとおりであると思うが、これらが教育から欠けてしまった原因は何であると考えているか。
- ・少子化や女性の社会進出が進む中、誰が家庭で教育をするのかという問題が生じている。これについてどのように考えるか。

#### 春名 真章君（共産）

< 鳥居参考人に対して >

- ・中央教育審議会の中間報告にある「たくましい日本人の育成」とは、どういう経緯から出てきたのか、また、教育基本法の改正の必然性は、どこにあるのか。

< 岡村参考人に対して >

- ・参考人は、教育基本法の性格をいびつなものに変えてしまうような改正はすべきでないとしているが、現在の教育基本法に対する改正論議をどのように見ているか。

#### 山内 恵子君（社民）

< 鳥居参考人に対して >

- ・首相の私的諮問機関にすぎない教育改革国民会議の教育基本法改正の要請を、公的機関である中央教育審議会が引き継いだことについては問

題がある。中央教育審議会と政府（時の権力）との緊張関係をどのように考えているのか。

< 岡村参考人に対して >

- ・現行の教育基本法は、教育に関わるさまざまな問題を是正する根拠となりうるのではないか。また、公教育と教育基本法との関係について、どのように考えるか。

#### 井上 喜一君（保守新党）

< 鳥居参考人に対して >

- ・中央教育審議会が、教育基本法に盛り込むことが必要であるとした「国民から信頼される学校教育の確立」等の六つの理念に加えて、参考人が、個人的に、検討すべき事項として考えているものがあれば、教えていただきたい。

< 岡村参考人に対して >

- ・参考人は、憲法と切り離れた教育基本法の拙速な改正には反対であるとしながらも、同法には変えなければならない諸点があるとしているが、具体的には、どのような点を変えるべきと考えるのか。

< 両参考人に対して >

- ・誰も興味のない学科はあると思うが、それをなぜ強制しなければならないのか。

#### 野田 聖子君（自民）

< 両参考人に対して >

- ・子どもの有する「教育を受ける権利」は、それに対応する国等による義務が果たされることによって満たされる。義務教育課程において障害者が普通学校に通おうとした場合に、教育委員会等により養護学校等への入学を勧められることにより、本人の意思に反して普通学校への就学が拒否されてしまう場合があるが、このような場合には、26条2項の義務は果たされていないのではないか。

#### 今野 東君（民主）

< 両参考人に対して >

- ・教育に関わる問題の一つとして青少年犯罪の増加が取り上げられているが、それは日本だけではなく先進国に共通した問題であり、しかも、その発生件数は他の先進諸国に比べるとまだまだ少ない。まず、この背景にある要因を考えることが必要ではないか。

< 鳥居参考人に対して >

- ・中央教育審議会の中間報告において、教育基本法の見直しの視点として、「『公共』に主体的に参画する意識や態度の涵養」や「日本人のアイデンティティ、国際性」などが挙げられているが、公共に対する意識や態度の涵養は、家族や地域社会で形成されるものであり、教育行政が教育の根拠として明文化するものではないので

はないか。ましてや、それが個人のアイデンティティに踏み込んだとき、自我形成の自由を歪曲するのではないか。

- ・中央教育審議会の中間報告において、教育基本法見直しの視点として、一人一人の個性に応じてその能力を最大限に伸ばす視点が挙げられているが、このようなことが実現していない原因は結果平等を標榜してきた文部科学省にあると考えられ、これを教育基本法改正の根拠とするのは、本末転倒ではないか。

#### 長 勢 甚 遠君(自民)

< 両参考人に対して >

- ・家庭崩壊や学級崩壊、青少年犯罪等に見られるモラルの低下等が生じ、その一方で、個性を伸ばす教育やゆとり教育等「教育を受ける権利」を拡大する方向での議論がなされているが、この二つがうまくつながらず、齟齬を生じているように思う。「教育を受ける権利」を拡大するという方向性は、憲法に照らして、どのように考えればよいか。

#### 自由討議における委員の発言の概要(発言順)

##### 平 林 鴻 三君(自民)

- ・憲法や教育基本法の制定経緯を念頭において、今後の教育制度の改革を行っていくことは重要である。
- ・近年は教育者として尊敬されている人がいるという話は聞かなくなった。中央教育審議会の中間報告で教員の資質向上を謳っているが、人材の育成という課題については議論を深めていかねばならない。
- ・中央教育審議会の中間報告では道徳について述べているが、教員が高い倫理観を持つことは重要である。「修身」のような教科を設けなくとも、教員自ら倫理観を持って、担当する教科を教えることによって、子どもの成長によい影響がある。

##### 春 名 真 章君(共産)

- ・日本国憲法の前文で「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と定められており、憲法制定をもって教育勅語は失効したと認識している。しかし、憲法制定後も教育勅語の影響力が残っていたため、あえて失効の決議を国会で行ったのである。
- ・教育の荒廃に胸を痛めているが、今こそ憲法と教育基本法の理念を実践することが必要である。しかし、教育基本法と実際には多くの矛盾があり、「人格の完成をめざし」とありながら、受験

勉強などの激しい競争が存在し、「教育の機会均等」を謳いながら、学費が払えず大学に通えない子どもがいる。また教育基本法 10 条に反し、教育内容に至るまで公権力が介入する事態がある。

- ・教育基本法の改正論議には、国家色の強い立場から、公教育に特定の人間観を持ち込むようなものがあるが、そのようなことでは問題の解決にはならない。

##### 小 林 憲 司君(民主)

- ・教育勅語と教育基本法の違いは、勅語が spirit であったのに対し、教育基本法が法律となったことである。また、教育基本法に独立国家としての道徳や基準が盛り込まれたため、古い道徳となった教育勅語は、国会の議決により打ち消されるべきものとなったと考える。
- ・何がよいことか悪いことかを判断できる「教養」というものは大切であり、教育基本法に書き込むべきである。また、「伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心」も大切である。

##### 山 内 恵 子君(社民)

- ・鳥居参考人の、少年犯罪や母親の役割に関する発言には、疑問を感じざるを得ないものもあった。
- ・児童の権利に関する条約など教育に関する条約を取り上げて、我々の人権を内実あるものにする場が中央教育審議会であり、またこの憲法調査会であると考えられる。
- ・子どもの問題の原因は教育基本法にあるとするのは筋違いであり、今の教育基本法の実施状況を検証していくことこそ重要なのではない。

##### 仙 谷 由 人会長代理

- ・教育問題における困難な状況の責めを教育基本法に帰する議論があるが、無軌道な競争原理、拝金主義、快楽の商品化といった大人の社会的病理こそが子どもの教育に影響を与えている部分もあるのではないかと。
- ・そのような問題の解決に資するという点でも、「大人が学ぶ社会」は望ましく、国、地方公共団体や NPO 等が主体となって、学びたい時に学べる施設や条件を整備することが重要である。

##### 水 島 広 子君(民主)

- ・子育てにおける親の責任は昔と今で単純に比較はできず、昔は親の役割を地域社会が補完していたのに対し、今は少子化や地域社会の希薄化のために、親は「密室」で子育てに取り組まなければならない。子育ての責任をすべて母親に負わせるのは現実を知らない意見である。
- ・こうした時代背景があるため、地域や学校など

親以外の大人が、細心の注意をどれだけ子どもに注いでやるかが重要であり、子どもの問題は大人の問題でもある。

- ・文化、伝統が大切であるという考えも尊重されるべきだが、本当に文化や伝統を子どもに教えている大人は、教育基本法の改正論議を冷ややかに見ているところもある。
- ・子どもによる集団でのいじめや凶悪犯罪の解決のカギは、まさに岡村参考人が述べた、子どもが自分の頭で考え意見を言い、それを他人が受容してやることである。

**今野 東君(民主)**

- ・教育基本法の改正が議論されているが、国民レベルではそのような議論は盛り上がりを見せてはいない。現場の教育者は、子どもを取り巻く「危機的状況」に頭を悩ましていることはあっても、それが教育基本法と結びつくものとは考えていないということが現実である。
- ・長期的に見れば教育基本法が改正されることもあるだろうが、その際には憲法と人権についての議論を踏まえた上でなければ大変危険である。

**春名 真章君(共産)**

- ・教育勅語は spirit であったという発言があったが、教育勅語は、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」とあるように、天皇への忠誠にその精神が集約され、侵略戦争への道筋をつけたものであったために、その排除が改めて国会で確認されたのである。

**今後の開会予定**

憲法調査会につきましては、原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	会議の内容
2.27 (木)	9:00	小委員長からの報告聴取及び自由討議

3月以降の日程については、HP をご覧下さい。

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成 12 年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- ・受付意見総数：1930件(2/13現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1185	封書	387
FAX	227	E-mail	153

- ・分野別内訳

前文	102	天皇	75
戦争放棄	1328	権利・義務	53
国会	33	内閣	32
司法	9	財政	11
地方自治	10	改正規定	14
最高法規	8	その他	1195

- ・中間報告書に関する意見：8件

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

**【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】**

FAX 03 - 3581 - 5875  
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp  
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1  
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

2月1日よりメールアドレスが変わっております。ご注意下さい。

(旧) kenpou@shugiin.go.jp

(新) kenpou@shugiinjk.go.jp

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

《衆議院会議録議事情報》

[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

《国立国会図書館》

<http://kokkai.ndl.go.jp/>



